

理想の邸宅としての「院」

—「六条院」再考のために—

家 井 美 千 子

『源氏物語』に描かれた「六条院」は、フィクションにおける「邸宅の理想像」としてながく日本文学に大きな影響力を持った。とりわけその「四方四季」の庭園描写は、「御伽草子」などの貴族の邸宅の定型表現に受け継がれ、広い層の人々の考え方に浸透したと考えられる。

理想世界の表現としての六条院形成を考える場合に、その源泉となったものとして、文学史的には『うつほ物語』で描かれた「吹上の宮」と(左) 大將源正頼の邸宅「三条の院」とが挙げられるし、古注には「河原の院」または「六条の院」などが〈準拠〉としてあげられている。

ところで、『源氏物語』の「六条院」を考えるにあたって、その内実を検討する前に、どうしても判然としないのは「なぜ六条『院』と呼ばれているのか」という点である。その邸宅が平安京の六条(のあたり)に位置するから「六条」には疑問がないのであるが、「院」と名づけられたことの理由が物語では語られていないのではないか、と思われるからである。物語の中心人物である光源氏の住いは、二条院・二条の(東院・六条院と、すべて「院」と呼ばれる邸宅であったが、初めの二箇所はそれぞれ「院」と呼ばれる由縁が語られていると考えられる。しかし、「六条院」は

唐突に「院」として語られる。いったいこの経過をどう考えるべきなのか、その上で「六条院」とはどのような邸宅であったのか考えられるのではないか。「院」と呼ばれる邸宅が何を表しているのか考えるのがこの論考の目的である。

—

『源氏物語』の六条院の文学史的先駆として、『うつほ物語』の「吹上の宮」と「三条の院」とがあげられることは先に述べたが、このうち「吹上の宮」については文学的背景のもとに伊勢物語の「惟喬親王」を巡る男性たちの交友をも踏まえた、文学的な理想の春空間であることをかたて考察した。今回は特に「院」と呼ぶ邸宅について考えたいので、源正頼の邸宅である「三条の院」に関して見て行きたい。

『うつほ物語』の「藤原の君」巻以降、多くの場面が源正頼の邸宅（三条の院）を舞台に語られるが、それは源正頼が時の天皇に婿どられたことよって与えられたものようである。「藤原の君」巻では以下のように語られている。⁽¹⁾

母後の宮、三条大宮のほどに、四町にて、厳めしき宮あり。朝廷、修理職に仰せ給ひて、左大弁を督して、四町の所を四つに分かちて、町一つに、檜皮のおとど・廊・渡殿・藏・板屋など、いと多く建てたる四つが中にあたり面白き、本家の御料に造らせ給ふ。(藤原の君 六八頁)

もともとの所有者は妻となった内親王の「母後の宮」であつたらしいが、それを「朝廷、修理職に仰せ」たのだから、公の事業として建て替えさせたのであろう。この邸宅の正式な所有者は誰であるのかよく判らない。ここには正

頼のもう一人の妻である大政大臣の娘も住むのであるから、正頼の所有であるのかもしれない。しかし、大政大臣の娘である妻を蔑ろにせずに「等しく通ひ給はむなむ、よかるべき」と判断し命令していたのは妻内親王の父である天皇であるので、妻が二人ともこの邸宅に居るのは正頼の意思とは関係ないのかもしれない。伝領関係から行けば、妻内親王がこの邸宅の所有者と考えることも可能である。

この経緯とよく似通うのは、後に仲忠が与えられる邸宅「二条の院」である。仲忠がこの邸宅を与えられるきっかけは、彼の娘であり天皇の孫でもある犬宮に、琴の伝授を行うことからだった。

かかることを、内裏聞こし召して、「後院に」とて年ごろ造らせ給ふ、大宮の大路よりは東、二条大路よりは北に、広く面白き院あり。それを中納言召して、賜ふとてのたまふ。(蔵開・上 四七一頁)

「後院」とは、この場合天皇退位後の住いといちおう考えてみたいが、そこを中納言仲忠に「私の家」として使うよう下賜したのは、やはりこの場合も仲忠が女一の宮を妻として得ているからであろう。仲忠に後院を予定していた邸宅を下賜した天皇は退位後に「朱雀院」に住み、そのことにより「朱雀院」と呼ばれることになるが、仲忠に与えた邸宅の方はその後「二条の院」と呼ばれている。しかしこれを仲忠が所有したと考えるのには問題がある。

「蔵開・下」巻で、仲忠の父兼雅はこの邸宅のことを「そこに用ぜらるる二条院」と言うのである。兼雅は息仲忠に敬語を使っているのだが、その言では二条院は仲忠が「用」じてはいるが「領」ずるものではない。実際に仲忠が「私の家」として娘犬宮に琴を習わせるのは、祖父俊陰の邸宅であつた京極の修復した邸であつた。二条の院は、妻である女一の宮の所有であるかもしれないが、仲忠の領有する邸ではなさそうである。この二つの「院」は、ともに妻に内親王を迎えた臣下に一時的に管理を任された公的な邸宅だ、と考えてよいであろうか。

正頼の三条の院は、しかし仲忠にとつての二条の院とは格段に価値の相違する邸宅であつた。「藤原の君」の巻以下に繰り返し語られるその邸宅の内実は、それに比べて語られることの少ない内裏に匹敵するものであつたのである。

「吹上の宮」が文学的な意匠によつて満たされた理想空間であるのに対し、三条の院はそこに住む人々の人間関係・社会的地位によつて政治的中心を実現している。周知のように、正頼が二人の妻との間にもうけた多数の娘に、右大臣をはじめとして左衛門督・中将・民部卿などを婿として住まわせることによつて、さらには第九女の「あて宮」の求婚者として、春宮以下より広範囲に貴族たちの興味を三条の院に引きつけることによつてそれは達成される。(つまりどの娘に誰を婿取るか、に関する正頼と妻大官との会話は、正式な人事のパロディでもある。)この物語が「あて宮の婿は誰か」という興味のもとに進められている限りは、正頼の邸は物語世界の中心であつて、特に名を持つて呼ばれていない。単に「殿」とだけ語られるのが、正頼邸なのである。

この物語に登場する貴族たちは、「三奇人」と呼ばれる上野宮・三春高基・滋野真菅を除き、次々に登場する求婚者の多くが三条大路の近辺に邸宅を持つので紛らわしい限りであるが、彼ら正頼邸に集う貴族が帰宅する時には、彼らの邸宅は例えば「三条殿にまかで給へり」のように示すのである。これら多くの他の貴族の「三条殿」と比べ、正頼の邸宅は特に名をもつて呼ばれることが少ないのは、基本的に語る視点を正頼の邸宅に置いているからと見ることが出来る。

この邸宅が「三条の院」と呼ばれるのは、管見では「祭りの使」巻で、勸学院の歩みを内裏への代わりに正頼邸へと行う場面が初めてである。

「別当殿にこのよし申させて、大学より、三条の院近し、徒歩より歩まむ」とて (祭りの使 二二九頁)

ここでは、諒闇のため中止となつた内裏への「勸学院の歩み」を、目的地を三条の院(正頼が源氏でありながら、母の藤原氏であるゆえをもつて)に替えることによつて、三条の院が物語上で「もう一つの内裏」であることを示していると考えられる。三条の院が他の邸宅と隔絶した存在であることは、そこに住む正頼の次のような発言からも窺われる。

「去年の還鑾を、右大将の、いと清げにし給へりしかな。三条こそ、あやしう、こころあるべき人なれ。」

(嵯峨の院 一八九頁)

ここで「三条」と呼ばれているのは、右大将兼雅の邸宅、さらにはそこを取りしきるその妻(仲忠の母)である。自らの邸宅も三条にあるのであれば、自邸での会話で他家の邸宅を単に「三条」で呼んで済むとは思われない。他の主要な貴族の邸宅もまた三条にあるのだから、それぞれが個別に判るような呼び分けをするのがそこで生活する者の通常であろうが、この物語はそれをしないのである。それで物語が混乱しないのは、正頼邸の三条の院が、三条という都の中の特定の地点を離れた、特権的な邸宅であるからだろう。

『うつほ物語』で、正頼の邸宅を「三条の院」と呼ぶのは『宇津保物語索引』^②によれば9例あるが、そのほとんどが、内裏との対比を背景にしている場面であることを留意すべきである。

「内侍のかみ」巻で、官中に参上した左大将正頼が「御菓物・御酒など」を取り寄せるのが三条院であり(三八〇頁)、そこから「大将の君、御子引き連れて」帰るのが三条院である(三八三頁絵解)。「国譲・下」巻で次の春官侯補から外されたと世人が判断し、「四面巡り立ちし馬・車もおさおさ」見えなくなってしまう、はてには「内裏の御使」もあらわれなくなるのが三条院である(七八〇、七八一頁)。

特に「国譲・下」には、この巻の最大の興味が「次の春官はどの家からるか」ということにある以上、かつて内裏以上に中心的な場であった「三条の院」が凋落し、また結局は正頼の孫の親王が春官に決することによって再び勢威を取り戻す経緯を語るためにも、「三条の院」という呼び方が必要だったのである(七八二、八〇一頁にあと二例見られる)^③

しかしこのように次期春官を一家から出し再び賑いを取り戻したとは言え、正頼家はもはや物語の中心ではなくなっていたようである。「蔵開」巻から、物語の中心に向かつてかつての俊陰邸(京極の邸)が再登場し、「楼の上」

巻では二人の院を迎えるまさに中心となってしまうのだ。そこでは、むしろ天皇が内裏に取り残されて、遠く仲忠親子の秘琴の音を聞くのである。そして「三条の院」という呼び方は「国譲」巻以降にはもはや現れない。

以上、正頼の邸宅である「三条の院」については、それが「院」と呼ばれることになった理由として、妻内親王の伝領が考えられ、また物語の中心的な場であり、内裏にも匹敵する邸宅であることが「院」と呼ばれる内実を満たしていたと考えられる。

二

次に、『源氏物語』の六条院の「準拠」としてあげられることの多い「河原の院」と「六条の院」をはじめとする、実在した「院」について考えてみよう。ただし以下の考察は〈準拠〉論を目的とするものではなく、あくまでその邸宅が「院」と呼ばれる理由について考えるものである。

河原の院は、やはり光源氏の〈準拠〉の一人としてあげられることの多い左大臣源融の邸宅であった。しかし、この邸宅は初めから「河原の院」と呼ばれていたのではない。『伊勢物語』八十一段において印象深く語られるその邸は、『古今和歌集』では「河原の左のおほいまうちぎみの身まかりてのち、かの家にまかりてありけるに」(八五二歌詞書)のように、「故」河原左大臣の家」と呼ばれているのである。ここではまだ「院」とは呼ばれていない。

この有名な邸が「河原の院」と呼ばれることになったのは、宇多上皇が住むことになったからであろう。『大和物語』六十一段は次のように始まっている。

亭子の院に、御息所たちあまた御曹司してすみ給ふに、年ごろありて、河原の院のいとおもしろくつくられたり

けるに、京極の御息所ひとところの御曹司をのみして、わたらせ給ひにけり。

この語り方では、「河原の院」が誰の所有であるのか分明ではないが、ともかく宇多上皇(亭子の院)がここに住んだことは確かなのであり、上皇が住む以前は「故左大臣の旧宅」(『本朝文粹』諷誦文)であっただろう。ただ、「河原の院」が上皇の常の居所であるのかについては問題があり、宇多上皇の御所について論じた目崎徳衛氏は「寵姫婁子を置いた別業にほかならなかつたことは明らかである」と結論づけている。⁽⁴⁾ 結局、上皇の住む邸宅となつてその時点で既に融の幽霊が出現したとの伝説を持ちのちに荒廃する「河原の院」は、『源氏物語』「夕顔」巻の「なにがしの院」のモデルとはなつても、河原左大臣在世の頃の豪華な河原邸が光源氏の「六条院」のモデルであるとは言えないのではないだろうか。

目崎氏は同じ論文で、「河原の院」に婁子を住ませた頃の上皇の居所が「六条院」と呼ばれる邸宅であつたことを指摘している。つまり「河原の院」とは別の「六条院」(「中六条院」とも)の存在がわかるのである。延喜十七年ごろから晩年に至るまでの居所がそこであつたため、「六条院」は宇多上皇の晩年の呼称なのであるという。

退位後の宇多上皇は、その精神状態のゆえか再三居所を移動したが、それらの居所は寺院であつた仁和寺を除き東院・朱雀院・亭子の院・六条院・河原の院と、いずれも「院」と呼ばれる邸宅であつた。また宇多院は、目崎氏によれば上皇の私的所領の監理機関であつたらしいのであるが、初めから退位後の天皇の居所として公的に管理されているものも含め、これらすべてが退位後の天皇に帰するものであることをここで確認しておきたい。

退位後の天皇の居所といえは「後院」が想起されるのであるが、ここまでみてきた宇多上皇の居所としてあげられる邸宅は「後院」と呼んで良いものであろうか。

橋本義彦氏は、「後院について」という論考で、退位後の天皇の居所は後院の機能の一つに過ぎない、と指摘している。⁽⁵⁾ 氏によれば、後院の機能は以下の三つである。

後院の機能として先ず指摘し得るのは、内裏の「本宮」に対する仮御所としてのそれであり、第二に讓位後の御所としての機能であり、第三に天皇の私的な所領・財産を監理する機関としてのそれである。

宇多上皇のそれぞれの邸宅は、第二・第三に示されたものにあたると思われる。また、『うつほ物語』の特に「二条の院」は、在位中の天皇が造営しているだけに、第一の機能にあたるものと言えるかもしれない。

しかし橋本氏は、後院は「天皇の設定し、これに付随するものであるという原則」があるものだと指摘している。この原則からみたととき、宇多上皇が転々と居を移動したそれぞれの邸宅を（退位前の）「天皇の設定し」たものと見做すことはできるのだろうか。特に「河原の院」の場合は、上皇の居所として「六条院」が既にあるにもかかわらず、別荘として個人的な趣味を満たすべく求めたものようであるが、それをも公的な機関（後院）とみることは可能だろうか、という疑問がわく。逆に宇多上皇のこのような頻繁な居所の移動が、「院」の概念を変質させた、と見ることができるのかもしれない。

退位後の天皇の居所として「院」と呼ばれる最初は嵯峨上皇の「嵯峨の院」であるが、ここはもともと「山院」であつて別荘的な邸宅であつたらしいし、次の淳和上皇の「西院」（または「淳和院」）もはじめから「後院」として造営されたものではなく、ともに都の中心を離れた離宮的な邸であつた。『古事類苑』「帝王部十四 太上天皇」の概説には院とは「御所ヨリ起レル称ナリ」とし、さらに「帝王部十六 諡号」概説で退位後の御在所（「後院」）の名称が天皇の称号になる例（院号）があると述べ、その例として嵯峨天皇や淳和天皇・清和天皇をあげるのであるが、制度として「後院」が始めからあつたのではなく、退位後の天皇が「院」と称する邸宅に住むことが何代か続くことによつて、「院」は退位した天皇の御在所である、という考え方（と同時に上皇を「院」と呼ぶこと）が定着していったのではないだろうか。おそらく、他の平安時代的な文化の多くが嵯峨天皇の時代にその根源を求めることができるのと同じように、これも嵯峨天皇（上皇）の頃から始まつたことと考えられる。

ともあれ、最初から後院として造営されたかどうかを問わず、上皇の居所はすべて「院」と呼ばれる、といった傾向をここに見ることができるであろう。

『源氏物語』の成立する時代には、「院」と呼ばれる邸宅はほとんどがここまで述べてきたような、上皇の居所にあたるものであったと考えられるのだが、中には上皇の居所であったことはないのに「院」と呼ばれる邸宅がある。その一種は「なぎさの院」や「桂の院」「宇治の院」といった貴族の山荘的な郊外の（または都の中心を離れた）施設であり、もう一つ見過ごせないものとして藤原摂関家の邸宅「閑院」がある。

「なぎさの院」は、『伊勢物語』（八十二段）および『古今和歌集』五十三番歌の在原業平の歌で有名な、惟喬親王の離宮であり、『うつほ物語』の吹上の宮に見える「なぎさの院」はこれを受けたものと考えられる。

また「宇治の院」は、『かげろふの日記』の二度の初瀬詣での記事において現れ、道綱の母一行がそこに旅の途中寄っている場である。以上の二つは実在したと考えられるが、『源氏物語』にも、光源氏が大堰に住むことになった明石の君を訪ねるにあたってそこに行くことを紫の上への口実とした、別荘的な邸がある。これは虚構ではあるが、桂の一带に貴族の別荘的な建物がいくつか存在したことは検証されている。⁽⁶⁾ それらを「桂の院」と呼んだかどうかはわからないが、桂にそのような建造物があっても不自然ではなかったであろう。

このような「の院」と京の郊外の地名を冠した場合には、それは「嵯峨の院」が初めにそうであっただろう、貴族の山荘・別荘といった施設を考えてよいのだと思われる。ただ、以上の三箇所「院」の場合は、いずれも河のほとりにあったと思われるので、「山荘」といった表現はあたらなかもしれない。むしろ水辺の別荘であることが「の院」の条件なのではないか、とさえ思われる。

次に「閑院」は、これまで見たところ『源氏物語』の成立しつづつあった時代にも「院」の呼び名を持っていたことが確実な貴族の邸宅である。この邸宅は都の中にあつて上層貴族が住んではいるが、それまで上皇の居所であつたこ

とはないのであるが、既に『古今和歌集』に「閑院」と呼ばれる女性が作者として二首の歌を入集させているし、『大和物語』においては邸宅の「閑院」が舞台となる章段（四十六・百十八段）がある。『大和物語』の性質からいって、物語成立当時（九五〇年頃とされる）の人々が、その邸宅を「閑院」と呼んでいたのであることは確かである。では、上皇が住んだことのない、また天皇家の造営でもない貴族の邸宅の一つに、なぜ「院」をつけた呼称が可能だったのかと言えは、実はこの邸宅の名称も嵯峨天皇の時代に遡る由来を持っているのである。

勅撰漢詩集の『凌雲集』と『文華秀麗集』には、藤原冬嗣の邸宅において訪れた嵯峨上皇や淳和天皇とその廷臣たちによる詩宴のあったことが知られる詩を収め、その頃すでに「閑院」と呼ばれていることがわかる。

『凌雲集』には、嵯峨御製の「夏日左大將軍藤冬嗣閑居院」と題された詩と、その応製と考えられる滋野貞主の詩「夏日陪幸左大將軍藤冬嗣閑居院、応製」があるが、これらは『文華秀麗集』の淳和御製詩「夏日左大將軍藤冬嗣閑院」と同じ機会のものであるかと小島憲之氏は推定し、そしてそれは『類聚国史』（卷三十一）に見える弘仁五年四月二十八日の閑院への行幸であろうとしている。⁷ 小島氏は「この院は、京都二条の南、西洞院のあたりにある冬嗣の別邸」と説明し、その根拠に『拾芥抄』の「閑院、二条南、西洞院西一町、冬嗣大臣家、金岡量水石、公季公伝領之」の記事を掲げる。「別邸」であることを示す記述は『拾芥抄』にはないことから、これは「院」と言う名称を「院は庭園、庭園のある建物の意」と説明する小島氏の判断と言えよう。

他の「遊覧」の詩と同様、この閑院での詩もその庭園の風光を愛で、そこでの清遊の一日をあらわすのであるが、この場合が特に「夏日」であったためか、その池の涼しさ・清らかさを喜ぶ表現が目立つ。例えば嵯峨御製が「避暑時來間院裏 池亭一把釣魚竿」（「間院」は「閑院」に同じ）と始まるように。実際に閑院が「金岡量水石」つまり伝説的匠である巨勢金岡の設計になるといふ園池を持った邸宅であったからでもあるが、小島氏は『凌雲集』の遊覧の詩の特徴として、遊覧の舞台が主として河陽のあたり（今の京都府乙訓郡大山崎町付近）および禁苑「神泉苑」で

あつたことをあげ、それ以外のまれな例として皇太弟淳和の「南池」とこの「閑院」とがあるという。これら遊覧の地は、いずれも河や池のほとりであると言えるだろう。遊覧の場として「閑院」が選ばれたのは、やはりそこに見事な池があつたからだと考えられるのである。

以上の例によつて、弘仁頃に既にこの冬嗣の邸宅が「閑居院」または「閑院」と呼ばれていたことがわかるのであるが、前述のように、この時期にはまだ「後院」の制度が整っていたとは考えられない。また嵯峨上皇らによつて、嵯峨院・雲林院・西院（淳和院）などの離宮的邸宅が次々に造営されるのと時期を同じくしてこの「閑（居）院」が現れることを考えあわせれば、造営者が臣下ではあつても、これもまた「離宮」的な命名による呼び名であつたであろうとの可能性が強い。平安初頭からの名園を持つ特別な邸宅として「閑院」の名は受け継がれ、後には後三条天皇の春宮時代からの御所として、一時は内裏の代わりにもなつた。

しかし、前述の宇多上皇の頃には、園池があるか否かを問わず、上皇の居所をすべて「院」と呼ぶようになっており、臣下の別荘的なものとしては都を離れた水辺の施設のみを、「宇治の院」のように地名を冠した名で呼んでいたのだと考えるのである。

三

先に述べたように、『源氏物語』で主人公光源氏の住いと言える邸宅は、すべて「院」と名のつくものである。光源氏の住まいについては、玉上琢弥氏の「源氏物語の六条院」などの研究に詳しい。⁽⁸⁾ 光源氏の最初の住まいは「二条の院」と呼ばれる邸宅であるが、ここは始め母御息所とその母である故按察使大納言北の方（光源氏の祖母）の邸宅

であったが、祖母の死後である「夕顔」・「若紫」巻でそれまで呼ばれたことのない「二条の院」という名で呼ばれ出す。これについて、玉上氏は次のような推定をしている。

皇室御領となった時「院」と呼ばれるのであるうと、われらは考えるが、若宮に遺贈されたとき皇室御領として二条院と称されたのか、早く皇室御領として二条院と称された邸に、この人たちが住むことになったのか。それは判然としないが（以下省略）

『源氏物語』では、若宮（後の光源氏）が祖母のもとにいたときには、この邸宅は特に名をもって呼ばれていないが、「桐壺」巻の最後に、この邸宅のその後が語られている。

里の殿は、修理職、内匠寮に宣旨下りて、二なう改め造らせたまふ。（桐壺 1—126頁）

そしてこの後の邸宅の呼び名が「二条院」であることを考えると、始めからここが「院」と呼ばれていたのではなくて、皇室の費用で改修されたときに、すでに皇室御領となったと考えるべきではないだろうか。また伝領の関係からいっても、祖母故按察使大納言北の方の死後に光源氏に伝えられたものの、実質的な伝領者は父帝であったから皇室御領と見なされた、という考え方もあろう。ともあれ、帝の命で改修されたこの邸宅が「院」と呼ばれることになったとしても不自然ではない。

光源氏にとつての次の邸宅は（二条の）「東の院」である。「濡標」巻で「二条院」が手狭なために設けられた邸宅であるが、これはもともと父院から伝領したものであった。

二条院の東なる宮、院の御処分なりしを、二なく改め造らせたまふ。花散里などやうの心苦しき人々住ませむなど、思しあててつくるはせたまふ。（濡標 2—174頁）

ここではもともと院の所領であった時に「宮」と呼ばれた邸宅が、光源氏の改修を経て「院」と呼ばれるに至ることに注意したい。これは、二条院を本邸とし、そのすぐ東にある第二の、しかし規模はより大きい邸宅ということだ、

二条院を前提としたものであるために、やはり「院」と呼ぶことになったと見るべきかもしれない。「院」と呼ぶ理由は二条院ほど分明ではないが、もと上皇（院）の所領であったものを伝領したことも併せて、「院」と呼ぶことが可能になっていると考える。

しかし、第三の邸宅である六条院には、それが「院」であるべき理由は明確に語られていない。

大殿、静かなる御住まひを、同じくは広く見どころありて、ここかしこにておぼつかなき山里人なども、集へ住ませんの御心にて、六条京極のわたりに、中宮の御旧き宮のほとりを、四町を占めて造らせたまふ。

（少女 3—七〇頁）

続いて、この邸宅で開催予定の行事とその準備について語られた後で、「八月にぞ、六条院造りはてて渡りたまふ」と完成・移渡のことが見える。

この邸宅の由緒といえは「中宮の御旧き宮」だが、それは引越しの時の各人の住まい分けて「未申の町は中宮の御旧宮」とあるように全体の四分の一であって、そのほかは光源氏が新たに求めたものとなろう。また、改修の費用も特に記されない以上は光源氏から出されたのであって、この時太政大臣である彼の私事としてこの改修のことは見るべきである。

このように、もともとすべてが皇室の所領であったわけではなく改修の経費も皇室が負担していないこの邸宅を、「院」と呼ぶ理由は何であろうか。「中宮の御旧き宮」が、内親王待遇で齋宮でもあった中宮「秋好む宮」の所領であったことをもって、またそれが光源氏の父である院によってほぼ確保されたことをもって、「院」と呼ぶ資格に替えるのだろうか。これは、「六条院の本来の所有者は誰か」という問題ともかかわり、おそらくは「構想論」ともかかわる問題かもしれない。

物語内部からこのことの説明がつかない場合には、あらためて古注の示した〈準拠〉について、再考しなければならない。

らないのかもしれないし、また最も単純には物語の主人公の住む理想的邸宅を「院」としたのだ、という考えもある。しかし、『源氏物語』が『うつほ物語』を承けていると考えられる以上、『うつほ物語』の「院」と呼ばれた邸宅の在り方が時代的な規範に基づいていたことを無視することはできない。『源氏物語』も、同時代の規範から自由ではないし、特に身分制度にかかわる邸宅などに關しては時代の風潮から強く影響されていたであろう。同時代の貴族の生活感情をじかに知る資料、例えば公卿日記などの調査が不足したため、この当時の「院」の意味がどれほどの広がりを持つのか、明らかにし得なかつた。

しかし、二条院・東院から六条院へと光源氏の邸宅を見ていくと、はじめ父帝の庇護の下に邸宅＝「院」を与えられていた彼が、権力の中枢に近付くにつれ自前で「院」を經營するようになって行く経緯であることがわかる。それに従い、「院」も公的性格を變質させて行くのである。つまり、二条院は公的な成り立ちがはっきりしているが、東院はそれが曖昧になり、六条院は「院」である理由を不問にする、このような成り行きがそもそも『源氏物語』の企みだったのでないか。さらにこのことは、まだ「準太上天皇」以前の光源氏を、その邸宅が「六条院」であり、しかもその内容が内裏をしのぐほどの価値を持つものであることで、実質的な「院」（上皇）の印象を与えするという効果を持ったものだった。

『うつほ物語』は、内裏の外に別の理想空間を表現しようとした物語といえる。『源氏物語』はそれを承けながら、更に現実的な理想空間を構築しようとしたものであろう。その邸宅の名に特に『源氏物語』では「院」が使われるというこの意味について、この論考で一部でも明らかにしようとしたものである。

- (1) 『うつほ物語』の本文は、室城秀之校注「うつほ物語」(おうふう)により引用し、頁を示した。他の作品の引用は以下に示すものである。
- 『大和物語』—阿部俊子校注「校注古典叢書」(明治書院)
- 『凌雲集』—小島憲之著『国風暗黒時代の文学・中(中)』(塙書房)
- 『源氏物語』—阿部秋生・秋山虔・今井源衛校注「日本古典文学全集」(小学館)(巻と頁も示した)
- (2) 『宇津保物語』本文と索引』索引篇 宇津保物語研究会編(笠間書院)
- (3) 「三条の院」という呼び方のほかに、宰相源実忠が一時疎遠となっていた妻に向かい、「この西の院」と正頼邸を呼ぶ箇所がある(七三八頁)。
- (4) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」(『延喜天暦年代の研究』昭和四四年 所収)後に「宇多上皇御所」と題して『平安京の邸第』(臈谷寿・加納重文・高橋康夫編 昭和六二年)に収める。
- (5) 橋本義彦「後院について」(『平安貴族社会の研究』昭和五一年 所収)
- (6) 田坂憲二「源氏物語の『桂の院』について」(『中古文学』二二号 昭和五三年九月)
- (7) 小島憲之『国風暗黒時代の文学・中(中)』 昭和五四年
- (8) 玉上琢弥「六条院推定復原図并考証」(『大谷女子大國文』一四号 昭和六〇年)